

C号証	号証	標目	原/写	作成年月日	作成者	立証趣旨
(6)	甲C1	ガス事業法の解説	写	-	経済産業省	ガス主任技術者は、精神疾患があれば欠格事由となること。
	甲C2	被告証拠(乙号証)への反論	原	H26.8	原告	被告が提出する書証に対する反論。
	甲C3	保険医療機関及び保険医に対する行政処分について	写	H24.5.21	東海北陸厚生局	被告が非回転性めまいに対しランドセン投与が合理性を有するとして引用する医学文献の著者(寺本純医師)が保険医取消の処分を受けていること。
	甲C4の1	陳述書	原	H26.7.18	田中妙子	原告の平成18年から平成19年頃の病状。
	甲C4の2	ねんきん特別便 年金記録のお知らせ	写	H20.6.20	社会保険庁	田中妙子がH18年から平成19年にかけてコムスンで働いていた事実。
	甲C4の3	給与明細書	写	H18.1	株式会社コムスン	田中妙子がH18年から平成19年にかけてコムスンで働いていた事実。
(7)	甲C5	甲種ガス主任技術者免状	原	S61.11.7	通商産業大臣	原告には甲種ガス主任技術者(てんかん患者は欠格事由となる)免状が交付されており、事実、副工場長としてガス主任技術者として経産省に登録されており、原告にてんかんの既往がなかったこと。
	甲C6	防火管理者選任(解任)届出書	写	H14.4.11	東邦ガス株式会社四日市工場 工場長犬飼正二	原告が、消防法で定める防火管理者に選任されており、うつ病等の精神疾患に罹患していなかったこと
	甲C7	主要従業員変更届	写	H13.11.7	東邦ガス株式会社 取締役社長早川敏生	原告が、関税法で定めるLNG貨物管理責任者に選任されており、うつ病等の精神疾患に罹患していなかったこと
	甲C8	安全管理者選任報告書	写	H13.11.14	東邦ガス株式会社 取締役社長早川敏生	原告が、労働安全衛生法で定める安全管理者に選任されており、うつ病等の精神疾患に罹患していなかったこと
	甲C9	公害防止統括者の代表者選任・解任届出書	写	H13.11.8	東邦ガス株式会社 取締役社長早川敏生	原告が、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づき公害防止統括者に選任されており、うつ病等の精神疾患に罹患していなかったこと
	甲C10	責任者選任届出書	写	H13.11.8	東邦ガス株式会社四日市工場 工場長犬飼正二	原告が、暴力団対策法で定める責任者に選任されており、うつ病等の精神疾患に罹患していなかったこと
	甲C11	加盟協会一覧	写	H16.10.19	東邦ガス株式会社	原告が、海上保安協会、名港11号地親和会等の幹事・理事を務めており、うつ病等の精神疾患に罹患していなかったこと
	甲C12	財団法人名古屋みなと街づくり発展協会 評議員名簿 平成16年5月31日～平成18年5月30日	写	H16	財団法人名古屋みなと街づくり発展協会	原告が、財団法人名古屋みなと街づくり発展協会の評議員を務めており、うつ病等の精神疾患に罹患していなかったこと
	甲C13	上申書等	写	H17.3.23	原告	原告が、東邦ガス株式会社空見環境センターにおいて安全衛生委員長を務めており、うつ病等の精神疾患に罹患していなかったこと
	甲C14	上申書等	写	H16.6.29	原告	原告が、東邦ガス株式会社公害防止統括者を務めており、うつ病等の精神疾患に罹患していなかったこと
	甲C15	名港十一号地親和会会員名簿	写	H16.9.30	名港十一号地親和会	原告が、名港十一号地親和会幹事を務めており、うつ病等の精神疾患に罹患していなかったこと
	甲C16	平成17年度社団法人名古屋南労働基準協会役員候補(案)	写	H17	社団法人名古屋南労働基準協会	原告が、社団法人名古屋南労働基準協会の理事を務めており、うつ病等の精神疾患に罹患していなかったこと
	甲C17の1	技術士第一次試験合格証	原	H16.1.30	文部科学大臣河村健夫	原告が、技術士法が定める技術士第一次試験に合格しており、うつ病等の精神疾患に罹患していなかったこと
	甲C17の2	平成16年度技術士第二次試験受験票	原	H16.	社団法人日本技術士会	原告が、技術士法が定める技術士第二次試験を受験しており、うつ病等の精神疾患に罹患していなかったこと
	甲C17の3	平成16年度技術士第二次試験筆記試験合否通知書	原	H16.	社団法人日本技術士会	原告が、技術士法が定める技術士第二次試験に合格しており、うつ病等の精神疾患に罹患していなかったこと
	甲C17の4	平成16年度技術士第二次試験口頭試験成績通知書	原	H17.2	社団法人日本技術士会	原告が、技術士法が定める技術士第二次試験口頭試験に合格しており、うつ病等の精神疾患に罹患していなかったこと
	甲C17の5	技術士第二次試験合格証	原	H17.2.18	文部科学大臣中山成彬	原告が、技術士法が定める技術士第二次試験口頭試験に合格しており、うつ病等の精神疾患に罹患していなかったこと
	甲C17の6	技術士登録等証明書	原	H26.2.6	公益社団法人日本技術士会	原告が、技術士登録しており、うつ病等の精神疾患に罹患していなかったこと
	甲C18	行政文書開示決定通知書	写	H26.10.15	東海北陸厚生局長 岡本浩二	寺本純が、リボトール(クロナゼパム)をめまいに対し適応外投与を行い不当請求と認定されていること
甲C19	調書(判決)	写	H26.11.11	最高裁第三小法廷 裁判所書記官 大倉秀男	原告はランドセンによる薬物依存により家庭関係が破壊され、離婚を余儀なくされたこと	

	甲C20	被告証拠(乙号証)への反論(その2)	原	H26.11.20	原告	被告が提出する書証に対する反論
(8)	甲C21	公害防止統括者選任・解任届出書	写	H16.7.7	東邦瓦斯株式会社 水野耕太郎	原告が、東邦ガス株式会社公害防止統括者を務めており、うつ病等の精神疾患に罹患していなかったこと。
	甲C22	公害防止統括者選任・解任届出書	写	H18.10.10	東邦瓦斯株式会社 水野耕太郎	原告が、東邦ガス株式会社公害防止統括者を務めており、うつ病等の精神疾患に罹患していなかったこと。
(10)	甲C23	ガス事業便覧	写	H25年版	一般社団法人 日本ガス協会	ガス主任技術者の資格はガス事業所に1社あたり3名弱しかおらずガス事業の安定供給の責任者であること。
	甲C24	技術士登録等証明書	原	H17.3.10	社団法人 日本技術士会会長	原告が平成16年に技術士の国家試験に合格し、(社)日本技術士会に登録していたこと。
	甲C25	計量士登録証	原	H17.6.27	経済産業大臣	原告が平成17年6月当時、計量士の登録を行っていたこと。
	甲C26	一般計量士合格証書	原	H8.5.31	通商産業大臣	原告が平成8年に計量士の国家試験に合格していたこと。
	甲C27	感謝状	原	H12.3.21	四日市市長 井上哲夫	原告が、四日市市が環境認証を受ける際、監査員の役職を担ったこと。
(11)	甲C28	領収証明書	原	H25.4.4	名古屋市立大学病院	原告の平成18年1月から平成24年12月までの同病院への入院期間及び医療費自己負担額が記載のとおりであること等
	甲C29	領収証明書	原	H27.2.18	名古屋市立大学病院	原告の平成25年1月から平成27年2月までの同病院への入院期間及び医療費自己負担額が記載のとおりであること等
	甲C30	領収金額証明書	原	H25.4.2	社会福祉法人名古屋社会福祉協議会	原告が平成19年度から平成24年度までに利用せざるを得なかった訪問介護利用料金が6万7652円であること
	甲C31の1~2	領収証	原	H26.8.7	株式会社アークメディア	原告が被告の主張に対する反論のために書籍を購入せざるを得なかったこと等
	甲C31の3	納品書兼領収書	原	H26.12.30	株式会社セブン&アイ・ネットメディア	同上
	甲C31の4	領収書	原	H26.2.19	株式会社三省堂書店	同上
	甲C32	平成17年分給与所得の源泉徴収票	写	-	東邦ガス株式会社	平成17年における原告の収入額が1454万7150円であること
	甲C33	平成18年分給与所得の源泉徴収票	写	-	東邦ガス株式会社	平成18年における原告の収入額が1335万8083円であること
	甲C34	平成19年分給与所得の源泉徴収票	写	-	東邦ガス株式会社	平成19年における原告の収入額が121万7309円であること
	甲C35	平成20年分給与所得の源泉徴収票	写	-	東邦ガス株式会社	平成20年における原告の収入額が369万0584円であること
	甲C36	平成21年分給与所得の源泉徴収票	写	-	東邦ガス株式会社	平成21年における原告の収入額が805万3125円であること
	甲C37	人事処遇制度ガイドブック「II. 役割等級制度」	写	H21.6	東邦ガス株式会社	原告の勤務先会社における役割等級体系の全体像、及び原告が属するE1級の全体像における位置づけが記載のとおりであること
	甲C38	新しい人事処遇制度の概要「別紙4 年俸テーブル」	原	H15.2	東邦ガス株式会社	原告の勤務先会社における各役割等級ごとの年俸額が記載のとおりであり、平成17年時点で原告が属していたE1級11ランクの年俸額が1450万円であること
	甲C39	社内規程「第3節 休・復職」	写	-	東邦ガス株式会社	原告の勤務先会社においては、休職中の期間は勤続年数に通算しない旨規定されていること
	甲C40	退職金制度の概要	原	H22.7	東邦ガス株式会社	原告の勤務先会社における退職金制度が記載のとおりであること
	甲C41	「本人情報2」と題する書面	写	H27.3.18	東邦ガス株式会社	平成27年3月13日時点における原告の役割等級がE1級であること、退職金算出ポイントが記載のとおりであること
	甲C42	「退職金の損害額」と題する書面	写	H27.3.18	原告	原告の勤務先会社における退職金制度、及び原告の退職金算出ポイントを前提として計算すると、原告が休職した場合(現実)の退職金が2512万円であるのに対し、休職しなかった場合の退職金が3942万円であり、その差額が1430万円であること

	甲C43	「摂食・嚥下障害をきたす神経疾患」についての談話会を告知するウェブページ	写	H27. 3. 23 (印刷日)	大阪大学歯学部同窓会	大江医師は、少なくとも、平成22年には、医療法人協和会千里中央病院で終末期治療を行い、研究医ではなくなっていたこと
(12)	甲C44	領収証書	原	H16. 4. 21 ～ H16. 12. 9	被告病院	被告病院が、めまいに適應のないランドセンを原告に投与し診療報酬を受領していること。
	甲C45	生産年報 平成26年度版	原	H26. 6	東邦ガス(株)生産計画部	原告が勤務する東邦ガス(株)において現在も「技術士」の資格を有する者が1人しかいないこと。
	甲C46	確定証明書	原	H26. 11. 12	最高裁判所	原告の離婚事件が上告不受理決定により確定したこと。
(14)	甲C47の1	社規集 平成26年度版	写	H26.	東邦ガス株式会社	被告が勤務する東邦ガスの保存休暇制度・復職支援制度の概要について。
	甲C47の2	保存休暇制度運用要領	写	H23. 8.		
	甲C47の3	復職支援制度(リハビリ出社制度・復職支援勤務制度)について	写	H26. 4. 1		
	甲C48	除籍謄本	写	H24. 9. 11	四日市市	原告の近親者の死亡時期について。
	甲C49	診断書(精神障害者保健福祉手帳用)	写	H18. 9. 7	名古屋市立大学病院	甲C28及び29の文書料の内訳について。
	甲C50	医師意見書①	写	H18. 9. 17	藤生純子	
	甲C51	診断書(通院医療費公費負担用)	写	H18. 9. 3		
	甲C52	就業に関する意見書	写	H21. 7. 27	名古屋市立大学病院 東 英樹	
(17)	甲C53	エネルギー管理士(熱)免状	写	H5. 2. 10	通商産業大臣	原告が被告病院受診時にエネルギー管理士の資格を有していたこと。
	甲C54	社内管理責任体制 貨物管理責任者研修資料 抜粋	写	-	税関支所 保税担当部門	原告が被告病院受診時に貨物管理責任者に任せられていたこと。
	甲C55	ガス事業法	写	H27. 10. 15 (印刷日)	-	ガス事業法上、ガス主任技術者は法定の資格とされていること。
	甲C56	名古屋南部大気汚染公害裁判 記事	写	-	独立行政法人環境再生保全機構	名古屋南部大気汚染訴訟で東邦ガスは被告となり、原告が東邦ガスの公害防止活動に取り組んでいたこと。
	甲C57	受験票	原	H17.	工業所有権審議会	原告が被告病院受診中に弁理士試験を受験していること。
	甲C58の1	「技術鑑定業務とは」	写	-	化学・技術普及委員会	日本技術士会の技術認定業務の内容。
	甲C58の2	公益社団法人日本技術士会概要	写	-	公益社団法人日本技術士会	日本技術士会の活動内容。
	甲C59	会員証	原	H27. 11. 4	公益社団法人日本技術士会	原告が日本技術士会の技術鑑定人に登録されていること。
	甲C60	小冊子 「化学工学会」	写	-	公益社団法人化学工学会	化学工学会の概要
	甲C61	化学工学会HP 会員限定ページ	写	H26. 10. 26 (印刷日)	公益社団法人化学工学会	原告が化学工学会の会員であること。
	甲C62	日本機械学会とは	写	H27. 1	一般社団法人日本機械学会	日本機械学会の概要
	甲C63	会員情報ページ	写	H27. 11. 10 (印刷日)	一般社団法人日本機械学会	原告が日本機械学会の会員であること。
	甲C64	I SO14001改訂勉強会受講証明書	原	H27. 11. 13	一般社団法人日本ガス協会	原告がI SO審査員としても活動していること。
	甲C65	「東邦ガス診療所について」と題する書面	原	不明	原告	東邦ガス診療所の規模について。
	甲C66	FACTORY GUIDE 東邦ガス四日市工場	原	不明	東邦ガス株式会社	東邦ガス四日市工場の概要。
	甲C67	FACTORY GUIDE 東邦ガス空見製造所	写	不明	東邦ガス株式会社	東邦ガス空見製造所の概要。
	甲C68	昭和56年度新入社員紹介	写	不明	東邦ガス株式会社	原告と同期で入社で東邦ガスに入社した新入社員。
甲C69	東邦ガス役員一覧	写	H27. 12. 9 (印刷日)	東邦ガス株式会社	原告の同期が専務取締役執行社員に就任していること。	
(19)	甲C70	名古屋大学 教員紹介 徳倉達也医師	写	H28. 2. 10	名古屋大学	東邦ガス診療所の精神科医の徳倉達也医師は名古屋大学医学部附属病院から派遣されていること

(20)	甲C71	東邦ガス社長に富成氏	写	2016/2/26	日本経済新聞	原告と東邦ガス併同期入社の富成義郎氏が平成28年6月に同社の社長に昇格する人事が決まった。 甲C13(平成17年の上申書)及び甲C14(平成16年の上申書)のとおり、平成16年から17年当時、原告が事業所長、富成氏が本部長であった。
	甲C72	保安規程	写	平成18年4月	社団法人 日本ガス協会	(社)日本ガス協会が定めた保安規程をモデルにして、各都市ガス事業者は自社の保安規程を制定している。保安規程で定められるガス主任技術者の保安上の役割は大きく、本件当時、ガス主任技術者に就いていた原告は、既往の精神疾患がない証左である。
	甲C73	ベンゾジアゼピン系薬物による薬害被害者の救済等に関する要望書	原	平成28年4月8日	ベンゾジアゼピン薬害を考える会	原告が代表の「ベンゾジアゼピン薬害を考える会」は、厚生労働省、関係医学会及び製薬各社に対して、ベンゾジアゼピン系薬物による薬害被害者の救済等に関する要望書を送付した。日本が世界最大のBZD消費国であることに起因して生じている国内のBZD薬害被害者の救済及びBZD消費量削減の要望である。
(21)	甲C74	レセプト開示請求書	原	H28.9.7	原告代理人	被告に対し、原告治療時のレセプトの開示請求を行ったが、被告はレセプトを保管しているにもかかわらず、開示を拒んだため、原告代理人がレセプトの開示請求をしたこと。
	甲C75	電話会話録 「レセプト開示請求に対する被告病院の医事課との応答」	原	H28.9.30	原告	被告病院は、原告からのレセプト開示請求に応じようとしなかったこと。
	甲C76	電話会話録 「レセプト開示請求に対する厚生労働省の見解」	原	H28.9.30	原告	個人情報保護法の「診療録等の開示義務」に、レセプトも含まれることを厚生労働省医政局総務課が回答していること。
	甲C77	録音媒体	原	H28.9.30	原告	甲C75及び甲C76の音声の録音媒体
(25)	甲C78	「FACTORY GUIDE 工場案内」と題する冊子	原	H22.10.	東邦ガス株式会社	東邦ガス株式会社生産本部に4つの工場が存在すること
(27)	甲C79	「回答書」	原	H25.5.23	1審被告代理人	本件提訴前の1審被告の1審原告に対する回答。
(30)	甲C80	領収証明書	原	H29.5.10	名古屋市立大学病院	一審原告の平成27年3月から平成29年4月までの名古屋市立大学病院における医療費自己負担額が3万3750円であったこと等
	甲C81	平成25年領収額証明書	原	H29.5.1	名古屋市社会福祉協議会	一審原告の介護費用が、平成25年においては利用回数合計48回、支払額合計が1万2194円であったこと等
	甲C82	平成26年領収額証明書	原	H29.5.1	名古屋市社会福祉協議会	一審原告の介護費用が、平成26年においては利用回数合計49回、支払額合計が1万2441円であったこと等
	甲C83	平成27年領収額証明書	原	H29.5.1	名古屋市社会福祉協議会	一審原告の介護費用が、平成27年においては利用回数合計46回、支払額合計が1万2128円であったこと等
	甲C84	平成28年領収額証明書	原	H29.5.1	名古屋市社会福祉協議会	一審原告の介護費用が、平成28年においては利用回数合計49回、支払額合計が1万3274円であったこと等
	甲C85	平成29年領収額証明書	原	H29.5.1	名古屋市社会福祉協議会	一審原告の介護費用が、平成29年1月から3月において、利用回数合計9回、支払額合計が1633円であったこと等
	甲C86の1	照会申出書	写	H29.7.26	一審原告代理人柴田義朗	一審原告が勤務先会社に行った弁護士照会の内容が記載のとおりであること
	甲C86の2	回答書	原	H29.9.4	東邦ガス株式会社	一審原告の勤務先における退職金の計算方法、就業規則、一審原告の人事考課ランク等が記載のとおりであること
	甲C87	人事処遇制度の概要(平成27年3月)	原	H27.3	東邦ガス株式会社	平成27年度以降の一審原告の勤務先における人事処遇制度が記載のとおりであること
	甲C88	退職金制度の概要(平成27年7月)	原	H27.3	東邦ガス株式会社	平成27年度以降の一審原告の勤務先における退職金の計算方法が記載のとおりであること
	甲C89	勤務先人事サービス部太田敏氏からのメール	写	H29.9.12	東邦ガス株式会社人事サービス部太田敏	一審原告の勤務先における人事処遇制度において、平成22年度改定以前における「b1」評価が、同改定後の「A」評価、平成27年度改定における「b+」評価に相当すること
	甲C90の1~88	払込受領証等	原	H26.6.27~H29.8.15	ローソン緑区滝ノ水1丁目店他	一審原告が、国立国会図書館複写受託センターに対し、文献謄写費用及び振込手数料として、合計6万5024円を支払ったこと
	甲C91の1~46	領収書	原	H26.4.16~H29.9.1	名古屋市立大学	一審原告が、名古屋市立大学に対し、文献謄写費用として、合計7万6410円を支払ったこと
	甲C92の1~2	ご利用明細	原	H29.5.11~H29.7.18	三菱東京UFJ銀行	一審原告が、PMDAに対し、副作用情報の開示請求費用及び振込手数料として、合計960円を支払ったこと
	甲C93の1~5	領収書	原	H26.9.24~H29.9.2	アマゾンジャパン合同会社	一審原告が、アマゾンジャパン合同会社に対し、文献購入費用として、合計3万3578円を支払ったこと
甲C94の1	送り状兼領収書	原	H29.4.20	(株)新興医学出版社	一審原告が、(株)新興医学出版社に対し、文献購入費用及び配送料として、合計5940円を支払ったこと	

	甲C94の2.3	納品書	原	H29.4.20	同上	同上
	甲C95	領収書	原	H29.7.25	(株)アークメディア	一審原告が、(株)アークメディアに対し、文献購入費用として、合計9198円を支払ったこと
	甲C96	証明書	原	H29.9.21	東邦ガス診療所	一審原告の東邦ガス診療所における平成22年から平成28年までの診療一部負担金が、合計17万7870円であったこと等
	甲C97	社規集	写	H28	東邦ガス株式会社	東邦ガスは就業規則で、休・復職(第2章第3節)、退職及び解雇(同第4節)、管理監督者に対する適用除外(第3章第3節)、年次有給休暇(同第5節)などを定めていること
(31)	甲C98	告発状	原	H27.4.6	1審原告	めまい症にベンゾジアゼピン系処方による健康保険の請求が認められていないところ、1審被告は本件症例で健康保険を請求して受領しているため、1審原告は1審被告医師らを近畿厚生局に告発したこと、同一の処方例で、寺本純医師が東海北陸厚生局に摘発され保険医の指定が取り消されていること(甲C3及びC18)。
	甲C99	告発状にかかる証拠の提出	原	H29.9.20	1審原告	1審原告は近畿厚生局に対して、1審被告の「ランドセンの適応外処方による不当な健康保険請求」の証拠として、乙A32及び33を同局へ提出したこと。東海北陸厚生局の寺本純医師に対する行政処分及びその行政文書開示決定通知書(甲C3及びC18)も提出したこと。
	甲C100	報道記事「RISFAX」(H29.10.17)	写	H29.10.17	(株)医療経済社	「ベンゾジアゼピンで薬害協議会が発足」と題する記事が医療系の報道誌に掲載され、1審原告が主催する被害者の会の記事が取り上げられたこと。協議会には多数のベンゾジアゼピン被害者が入会する見込みであること。
	甲C101	報道記事「RISFAX」(H29.10.19)	写	H29.10.19	(株)医療経済社	当審の第3回口頭弁論期日で、①証人尋問、②PMDA副作用情報の調査嘱託が決定されることが報道されたこと。医療系の報道誌に、中医協でベンゾジアゼピンの適応外処方による「薬物依存」の危険性を回避するため、処方の規制強化策として、2018年度に診療報酬改定が行われる方向で議論されていることが報道されたこと。
	甲C102	ベンゾジアゼピン系、中医協支払側委員が制限要望 抗不安薬・睡眠薬「65%が精神科以外で処方」	写	H29.10.18	CB news	診療報酬改定の背景には、ベンゾジアゼピンの処方患者の92%は「精神療法」がなく、大半のベンゾジアゼピンが精神科治療とは関係のない場面で処方されていることがあること。
	甲C103	向精神薬の処方制限を2018年改定で強化、薬剤種類数に加え日数も制限へー中医協総会(1)	写	H29.10.18	メディ・ウォッチ	H29.10.18開催の中医協の議論を報道したもので、530万件のレセプトを分析した結果、抗不安薬・睡眠薬が「65%が精神科以外で処方」されていることが判明し、薬物依存の発生を防止するため、処方日数の制限が必要だ」とされ、ベンゾジアゼピンの処方日数及び薬剤数への規制が議論されていることが報道されたこと。
(32)	甲C104	付表27の2(追記版)診断書、意見書及び診療情報提供書一覧表	原	H29.11.	1審原告	甲C83と同様にH29.10.18開催の中医協の議論を報道したもので、日本国内においても諸外国から30年遅れで、ようやく、ベンゾジアゼピンの処方規制が始まろうとしていること。中医協では「依然として、向精神薬の多剤・大量・長期処方がある」とし、厚生省医療課長は「精神療法と離れたところで向精神薬が処方されている」点を問題視していること、1審被告のランドセン処方が厚生省医療課長が問題視している典型例であること。
	甲C105	報道記事 「国循、時間外労働「月300時間」の労使協定結ぶ…国の過労死ライン3倍、見直しの方針示す」	写	H29.9.7	株式会社産経デジタル	本件訴訟において1審原告が提出した診断書、意見書の一覧。すでに大学病院等の専門医による15通の意見書が提出されており、ベンゾジアゼピンの副作用の薬物依存、離脱症状及び奇異反応と診断し、後遺障害が継続していることを診断及び見解していること。
	甲C106	「全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会 設立総会 議事次第」と題する書面	原	H29.11.8	1審原告	1審被告病院において時間外労働が常態化しており、安全で適切な医療を提供する管理体制が整備されていないこと。 平成29年11月8日、ベンゾジアゼピン系薬物の副作用の被害者が数十名集まり、「全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会」が設立されたこと。

(33)	甲C107	「R I S F A X」	写	H29. 11. 9	株式会社医薬経済社	「全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会」が設立されたことが、医療系の報道機関により報道されたこと。
	甲C108	「全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会（BYA）設立趣意書」と題する書面	写	H29. 11. 8	一審原告外	全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会は、被害者が結集し、厚生労働省行政当局、関係医学会及び製薬会社に対して、①被害の実情の把握、②正確な副作用情報の提供、③治療方法の研究、④治療機関の設立、⑤専門知識を持つ医療者の育成及び⑥損害の賠償などについて、「厚生労働行政及び製薬会社の不作為の責任」を問いながら、一致協力して対応していくことを目的としていること。
	甲C109の1	「向精神薬ベンゾジアゼピン系薬物の規制強化について（要望書）」と題する書面	写	H29. 11. 15	一審原告	全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会は、ベンゾジアゼピンの一層の規制強化を提唱している中医協の委員の厚生労働省保険局医療課長迫井正深氏へ要望書を提出したこと。要望書では、①被害の実情の把握、②正確な副作用情報の提供、③治療方法の研究、④治療機関の設立、⑤専門知識を持つ医療者の育成などについて、一層の政策を推進されるように要望し、同会は、政策の推進に対して全面的にご協力するとしていること。
	甲C109の2	「向精神薬ベンゾジアゼピン系薬物の規制強化について（要望書）」と題する書面	写	H29. 11. 15	一審原告	全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会は、ベンゾジアゼピンの一層の規制強化を提唱している中医協の委員の健康保険組合連合会理事の幸野庄司氏へ要望書を提出したこと。要望書では、①被害の実情の把握、②正確な副作用情報の提供、③治療方法の研究、④治療機関の設立、⑤専門知識を持つ医療者の育成などについて、一層の政策を推進されるように要望し、同会は、政策の推進に対して全面的にご協力するとしていること。